

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第24条 省略 付 則 第1条～第1条の4 省略 (遺族補償年金前払一時金) 第2条 省略 2～4 省略 5 前項において準用する前条第5項の規定による遺族補償年金支給停止は、国民年金法第36条の2第2項及び昭和60年法律第34号附則第28条第10項においてその例によることとされ、及び昭和60年法律第34号附則第32条第9項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧国民年金法第79条の2第5項の規定により準用される旧国民年金法第65条第2項並びに<u>児童扶養手当法第4条第2項第2号ただし書及び第3項第2号ただし書</u>の規定の適用については、これらの規定の支給停止に該当しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第24条 省略 付 則 第1条～第1条の4 省略 (遺族補償年金前払一時金) 第2条 省略 2～4 省略 5 前項において準用する前条第5項の規定による遺族補償年金支給停止は、国民年金法第36条の2第2項及び昭和60年法律第34号附則第28条第10項においてその例によることとされ、及び昭和60年法律第34号附則第32条第9項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧国民年金法第79条の2第5項の規定により準用される旧国民年金法第65条第2項の規定の適用については、これらの規定の支給停止に該当しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>